

尾道市病院事業局条件付一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格に係るすべての要件は、特別の定めがある場合を除き、開札日において満たしていなければならない。
- (2) 入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
 - ア この公告の日から開札日までの間のいずれかの日において、尾道市の指名除外措置を受けていないこと。
 - イ この公告の日から開札日までの間のいずれかの日において、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあっては、手続開始の決定がされていること。
 - エ 地方自治法施行令第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
 - オ 尾道市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成21年9月1日施行）別表第1の1から5までのいずれにも該当しないこと。

2 入札方法等

- (1) 電報又は郵送による入札は、認めない。書面による入札のみとする。
- (2) 入札の回数は2回を限度とする。同札のときは、くじ引きを行って落札者を決定する。
- (3) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
 - ア 公告に定める入札参加資格者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
 - イ 入札に際しての注意事項に違反した者が入札を行ったとき。
 - ウ 尾道市病院事業局契約規程（平成24年病院事業局管理規程第36号）第32条第1項各号のいずれかに該当する場合
- (4) 開札の結果、最低価格入札者を落札候補者として選定した後、落札者の決定を保留し、開札手続きを終了するものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）、又は、資格要件の確認の結果、入札を無効と決定された者を除いた入札者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）は、尾道市病院事業局契約規程第33条の規定に基づき再度入札を行うものとする。

3 入札保証金

免除する。

4 工事費内訳書の提出

- (1) 入札の際に工事内訳書の提出を必要と認めた場合においては、入札参加者は、入札の際に工事費内訳書を提出しなければならない（提出しない者は、当該入札を無効とする。）。

- (2) 工事費内訳書については、本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載を求めるが、様式は指定しない。
- (3) 入札参加者は、その提出した入札書又は工事費内訳書を書き換え又は撤回することができない。

5 資格要件確認書類の提出

- (1) 開札手続きの終了後、落札候補者に対し、資格要件確認書類の提出を求めることができる。
- (2) 当該書類の提出を求められた落札候補者は、入札公告に定める提出書類を指定する期限までに提出しなければならない。
- (3) 資格要件確認書類の提出を求められた者が次の各号に該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。この場合においては、当該入札参加者に対し指名除外措置を行うことがある。
 - ア 尾道市病院事業管理者が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
 - イ 資格要件の確認のために総務人事課長が行った指示に従わない場合
 - ウ 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合
 - エ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない。
- (5) 入札を無効とする旨の通知を尾道市病院事業管理者から受けた者は、その理由の説明を求めることができる。

6 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の入札参加資格の審査を行い、その結果、資格要件を満たしていることが確認できるときは、その者を落札者として決定するものとする。
- (2) 落札候補者が資格要件を満たしていることが確認できない場合は、その者の入札を無効とし、入札を無効と決定された者を除いた最低価格入札者から資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を落札者が決定するまで行うものとする。
- (3) (2)の場合において、入札を無効と決定された者を除いた最低価格入札者が二人以上あるときは、総務人事課において公正にくじ引きを実施し、一人の落札候補者を選定するものとする。なお、入札を無効と決定された者を除いた入札者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）は、再度入札を行うものとする。
- (4) 落札者を決定した場合は、当該入札参加者に対して、その旨を通知するものとする。

7 契約保証金

請負代金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券の提出により、契約保証金の納付を免除する。

8 その他

- (1) 入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。